

教育支援資金

1. 教育支援資金とは

低所得者世帯に対して、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む）、大学、短期大学（専修学校の専門課程を含む）、又は高等専門学校に入学・就学する際に必要な経費を貸付ける資金で、世帯の自立を支援することを目的としています。

2. 教育支援資金の内容

内 容	教 育 支 援 費	就 学 支 度 費
申込受付期間	【新入生】受験校及び費用が確定してから受付 【中途入学及び在學生】随時受付	入学時 原則、推薦入学合格期から入学時の前月まで
貸付限度額※	高校／月額3.5万円以内 高専／月額6.0万円以内 短大／月額6.0万円以内 大学／月額6.5万円以内	50万円以内
貸付対象となる経費（具体例）	就学するのに必要な経費 授業料、教科書、参考書、教材費、学用品、通学交通費、修学旅行費（積立金）、学校納入諸経費等	入学に際し、必要な経費 入学金等で入学時に学校へ納入する経費（学生服、履物、体育着、学用品、教科書、参考書、下宿代等）
貸付対象とならない主な経費	<ul style="list-style-type: none"> 部活動等にかかる経費 自己都合による留年の授業料 大学、短大、高等専門学校卒業後の進学にかかる費用 	<ul style="list-style-type: none"> 受験料 受験にかかる交通費や宿泊費
送金時期	年2回の分割送金（4～9月分／10～3月分） ※在学証明書で確認	一括送金 ※合格通知書で確認
貸付利子	無利子	
据置期間	卒業後6か月以内	
償還猶予	本資金で高校分を借入れ、大学、短大等へ進学した場合は、卒業まで償還猶予を申請することが可能（※当初予定している償還開始月までに、手続きを行うこと）	
償還期間	据置期間経過後20年以内 ※概ね、修学年数の4倍以内	
延滞利子	償還期限を過ぎると、元金残高に対して年5%の延滞利子が発生します	

※教育支援費については、特に必要と認められる場合に限り貸付限度額の1.5倍まで申請可

3. 事前に、他の貸付制度や減免制度等の検討が必要です

本資金は他の制度が利用できない場合に貸付対象となります。他の制度には次のようなものがあります。

(1) 高等学校等へ進学する場合（※詳細は、各実施主体にお問い合わせください）

貸付制度や減免制度等	相 談 窓 口	実 施 主 体
広島県高等学校等奨学金	（予約採用）在籍する中学校 （在学採用）在籍する高等学校等	広島県教育委員会事務局 高校教育指導課振興係

(2) 高等学校・大学等へ進学する場合（※詳細は、各実施主体にお問い合わせください）

貸付制度や減免制度等	相 談 窓 口	実 施 主 体
国の教育ローン	日本政策金融公庫国民生活事業の 各支店、金融機関、ゆうちょ銀行等	日本政策金融公庫
日本学生支援機構	（予約採用）在籍する高等学校 （在学採用）在籍する大学、短大、 高等専門学校等	独立行政法人 日本学生支援機構
母子寡婦福祉資金	各市町行政機関に確認してください	

※本資金は、母子寡婦福祉資金、日本学生支援機構（旧日本育英会）、広島県高等学校等奨学金、その他の公的資金貸付制度との併用は、原則として認められていません。

4. 生活保護世帯への貸付について

生活保護法にいう被保護世帯については、その世帯を保護する福祉事務所が、世帯の自立更生を促進するため必要があると認める場合に限り、貸付対象とできます。

高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費で、その者の就学のために必要な最少限度の額にあてられる場合に限りです。

5. 借入相談・申請窓口

借入を希望される場合は、お住まいの地域の市区町社協に相談してください。

社協職員が、あなたやあなたのご家族の状況・収入・支出・負債等について、詳しくお聞きします。そのうえで、希望される貸付の要件や借入後の償還見込み等について確認を行います。

6. 申請に必要な添付書類

本人確認及び世帯の状況がわかる書類	<input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員分）の写し 等
世帯の収入状況が確認できる書類	<input type="checkbox"/> 所得証明書, 源泉徴収票, 給与明細書, 通帳（写）等
借入理由(使途目的)の確認ができる書類	<input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 合格通知書又は入学許可書の写し等
	<input type="checkbox"/> 諸経費の内訳書（入学案内等, 金額の根拠となるもの） <input type="checkbox"/> 他制度の不採用通知 等

※この他にも、状況により追加書類の提出をお願いする場合があります。

7. 連帯借受人について

申請は、原則として就学者本人が借受人となり、生計中心者が連帯借受人となります。但し、就学者本人が県外の学校へ進学する場合等は生計中心者が借受人となり、就学者本人が連帯借受人となります。

8. 民生委員が関わります

借入申込世帯の生活自立が図られるよう、借入相談時から償還完了まで民生委員が相談支援を行います。申請にあたっては、担当民生委員との面談を行います。

9. 貸付には審査があります

県社協に設置する「生活福祉資金運営委員会」において、資金の貸付の必要性及び借入金額の妥当性、償還並びに自立の見込み等を総合的に審査し、貸付の適否を判断します。

「生活福祉資金運営委員会」は毎月1回（中旬／3月は2回）開催しますので、審査結果が出るまでに一定の期間を要します。

審査の結果によっては、資金の貸付けができない場合があります。この場合、審査の内容についてはお答えしませんので、あらかじめご了解ください。

10. 資金交付（送金）について

貸付決定後、県社協が借用書及び合格通知書や在学証明書等の必要な書類を受理してから、1週間を目安に本人の指定口座、又は貸付決定内容によっては、直接学校に送金します。

※原則として、送金口座は償還金の口座振替が可能な金融機関（広島銀行・ゆうちょ銀行・JA・もみじ銀行のいずれか）としてください。

11. 償還について

学校を卒業後、据置期間を経て、償還が始まります。償還計画に基づき、原則として毎月25日（休業日の場合は翌営業日）に口座振替による償還となります。償還期限を過ぎると、元金残高に対して年5%の延滞利子が発生します。

※口座振替がむずかしい特別な事情がある場合は、相談してください。

12. 生活福祉資金貸付制度に関する問い合わせ先

(社福)広島県社会福祉協議会 / 生活支援課

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 (広島県社会福祉会館) / TEL(082)254-3413